茨木市陸上競技協会 総会案件

日時 令和6年5月18日(土) 市民陸上競技大会1日目競技終了後~

場所 万博記念競技場 本部室

- 議題 ① 令和5年度事業報告と収支決算報告
 - ② 令和5年度収支決算の監査報告
 - ③ 令和5年度事業報告、収支決算の承認
 - ④ 令和6年度事業計画と収支予算報告
 - ⑤ 令和6年度事業計画、収支予算の承認
 - ⑥ 規約改訂について
 - ⑦ 令和5・6年度役員について
 - ⑧ その他

茨木市陸上競技協会 事業報告・事業計画(案)

	令和5年度 事業報告										
日時・曜日					事業名	会場					
4	月	1	日	(主)	4月記録会	万博記念競技場					
4	月	27	日	(木)	市民陸上受付	市民体育館					
5	月	20	日	(土)	総会 競技会終了後~ 懇親会 19:00~	万博記念競技場					
5 5	月 月	20 21	日日	(注)	第55回市民陸上競技大会	 万博記念競技場 					
7	月	1	日	(金)	第13回 小中記録会	万博記念競技場					
7	月	17	日	(月)	第11回 中高記録会	万博記念競技場					
8	月	26	日	(主)	8月記録会	万博記念競技場					
9	月	1	日	(金)	体協杯受付	市民体育館					
9	月月	23 24	日日	(土)	第56回体協杯陸上競技大会 万博記念競技場						
10	月	20	日	(金)	市民マラソン・駅伝 運営委員会	ローズワム					
10	月	28	日	(主)	10月記録会	万博記念競技場					
12	月	15	目	(金)	市民マラソン受付・プロ編	市民体育館					
1	月	12	日	(金)	市民駅伝受付・プロ編	市民体育館					
1	月	14	日	(日)	第52回 市民マラソン大会	万博記念競技場					
2	月	4	日	(日)	第41回 市民駅伝競走大会	万博記念競技場					
2	月	18	日	(日)	第73回 大阪府市町村対抗駅伝競走大会	服部緑地公園競技場					
3	月	9	目	(土)	3月記録会	万博記念競技場					
4	月	10	日	(金)	運営委員会	ローズワム					

	2024年度 事業計画									
日時・曜日					事業名	会場				
4	月	13	日	(土)	4月記録会	万博記念競技場				
4	月	26	日	(金)	市民陸上受付	市民体育館				
5	月	18	目	(土)	総会 競技会終了後~ 懇親会 19:00~	万博記念競技場				
5	月	18	日	(土)	第56回市民陸上競技大会	万博記念競技場				
5	月	19	日	(日)	第 0 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	/ /				
6	月	29	日	(土)	第12回 中高記録会	万博記念競技場				
7	月	13	田	(土)	第14回 小中記録会	万博記念競技場				
8	月	30	田	(金)	体協杯受付	市民体育館				
9	月	7	日	(土)	9月記録会	万博記念競技場				
9	月	21	日	(土)	 第57回体協杯陸上競技大会	 万博記念競技場				
	月	22	日	(日)	第 5 7 固	7.7 寸百小心观儿又勿				
10	月	25	目	(金)	市民マラソン・駅伝 運営委員会	ローズワム				
11	月	3	目	(日)	11月記録会	万博記念競技場				
12	月	13	日	(金)	市民マラソン受付・プロ編	市民体育館				
1	月	17	日	(金)	市民駅伝受付・プロ編	市民体育館				
1	月	19	目	(日)	第53回 市民マラソン大会	万博記念競技場				
2	月	2	日	(日)	第42回 市民駅伝競走大会	万博記念競技場				
2	月	16	日	(日)	第74回 大阪府市町村対抗駅伝競走大会	服部緑地公園競技場				
3	月	9	日	(土)	3月記録会	万博記念競技場				
4	月	11	日	(金)	運営委員会	ローズワム				

各大会役割分担

	総務	司会	プロ編	リザルト	日程 他	審判割当	賞状メモ	メダル	コール用紙	月例記録会	総務	司会	プロ編	リザルト	日程 他	審判割当	コール用紙
市民陸上競技大会	石田	柴田	宮下	宮下	石田	石田	石田	石田		4月記録会	松岡	柴田	櫻井	櫻井	松岡	松岡	
中高記録会	池田	柴田	宮下	宮下	池田	池田				8月記録会	松岡	柴田	櫻井	櫻井	松岡	松岡	
小中記録会	橋本	柴田	櫻井	櫻井	橋本	橋本				10月記録会	松岡	柴田	櫻井	櫻井	松岡	松岡	
体協杯陸上大会	松岡	柴田	宮下	宮下	松岡	松岡	松岡	石田		3月記録会	松岡	柴田	櫻井	櫻井	松岡	松岡	
市民マラソン大会	田中	柴田	田中	田中	田中	田中	田中	石田									
市民駅伝大会	藤本	柴田	宮下	宮下	藤本	藤本	藤本	石田									

茨木市陸上競技協会規約

第1章 名称および所在地

第 1 条 本協会は、茨木市陸上競技協会と称し事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的および事業

- 第 2 条 本協会は茨木市体育協会に属し、陸上競技を通じて相互の親睦と競技力 の向上を図り、かつ茨木市民の体力増進・健康保持および茨木市の発展 に寄与することを目的とする。
- 第3条 1本協会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
 - 2 陸上競技会、マラソン大会、駅伝競走大会、陸上競技教室等の主催・共 催または後援
 - 3 陸上競技の普及、発展、技術向上に関する講習および研究
 - 4 会員相互の親睦
 - 5 その他本協会の目的達成に必要な全ての事項

第3章 役員および会議

- 第 4 条 1 本協会に次の役員を置く。
 - 2 会長 1名、副会長 2~3名、理事長 1名、副理事長 2~3名 理事 若干名、総務・会計 1名、監査 2名
- 第 5 条 1 役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事・総務会計で構成する。 2 議決は出席者の過半数をもって成立とする。
- 第6条 1前条第4条の役員は総会において推挙する。
 - 2 理事長は会長の命を受けて事務を処理し、役員会を招集して議長となる。
 - 3 理事長不在の場合は副理事長が代行する。
 - 4 会長は必要に応じて専門委員会を組織する事ができる。
- 第7条 1 総会は団体登録者の場合は20名に対し1名、個人登録者の場合は個々 全員で構成する。
 - 2 総会は会長が招集してその議長となる。
 - 3 議決は出席者の過半数をもって成立とする。
- 第8条 1役員の任期は毎年度2年とする。ただし再任は妨げない。
 - 2 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。
- 第 9 条 1 本協会は顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は役員会において推挙する。
 - 3 顧問は役員会および総会の諮問に応じる。

第4章 登録

- 第10条 1団体および個人は、本協会に登録し会員となること。
 - 2 更新は毎年度末とする。
- 第11条 1公認の大会に出場または、公認の大会の審判を希望する者は、本協会から大阪陸上競技協会に登録する。
 - 2 大阪陸上競技協会に登録を希望する者は、毎年度末に本協会へ申し込むこと。

第5章 会計

- 第12条 1本協会の会計は、会費、補助金、事業に伴う収入および寄付金をもってまかなう。
 - 2 当分の間、会費は徴収しない。
- 第13条 本協会の会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月末日で終わる。

第6章 会員

第 14 条 会員とは、茨木市に在住、在学、在職する者およびクラブの事務所を有する者、または第 1 0 条に基づいて登録している者をいう。

第7章 大会出場

- 第 15 条 1 本協会が主催・共催または後援する大会に出場できる者は、会員として登録している者であること。
 - 2 会員以外で出場を希望する者は、役員会の承認を得なければならない。

第8章 付則

- 第 16 条 本規約の改廃は、役員会の議決を得て総会で決定する。
- 第 17 条 本規約は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

発足 昭和44(1969)年4月1日

改訂 平成15(2003)年4月1日

改訂 令和 5 (2023) 年4月1日

茨木市陸上競技協会規約

第1章 名称および所在地

第1条本協会は、茨木市陸上競技協会と称し事務局を理事長宅に置く。

第2章 目的および事業

- 第 2 条 本協会は茨木市体育協会に属し、陸上競技を通じて相互の親睦と競技力 の向上を図り、かつ茨木市民の体力増進・健康保持および茨木市の発展 に寄与することを目的とする。
- 第3条 1本協会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
 - 2 陸上競技会、マラソン大会、駅伝競走大会、陸上競技教室等の主催・共 催または後援
 - 3 陸上競技の普及、発展、技術向上に関する講習および研究
 - 4 会員相互の親睦
 - 5 その他本協会の目的達成に必要な全ての事項

第3章 役員および会議

- 第 4 条 1 本協会に次の役員を置く。
 - 2 会長 1名、副会長 2~3名、理事長 1名、副理事長 2~3名理事 若干名、総務・会計 1名、監査 2名
 - 3 役員の任期は毎年度2年とする。ただし再任は妨げない。
 - 4 役員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。
- **第 5 条** 1 本協会は顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は役員会において推挙する。
 - 3 顧問は役員会および総会の諮問に応じる。
- 第6条 1役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事・総務会計で構成する。
 - 2 議決は出席者の過半数をもって成立とする。
- 第7条 1前条第4条の役員は総会において推挙する。
 - 2 理事長は会長の命を受けて事務を処理し、役員会を招集して議長となる。
 - 3 理事長不在の場合は副理事長が代行する。
 - 4 会長は必要に応じて専門委員会を組織する事ができる。

第4章 総会

- 第8条 本協会の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする
- 第 9 条 1 総会は役員に加え、役員がいない各登録団体から1名、団体に所属していない個人登録者で構成する。
 - 2 通常総会は毎事業年度1回開催する。
 - 3 臨時総会は次の各号に該当する場合に開催する。 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

第4章第7条に定める総会構成メンバーの総数5分の1以上から書面を持って招集の請求があったとき。

- (3) 監事により総会に報告が必要な事項があり招集を求められたとき。
- 第10条 総会は会長が議長となる。会長不在の場合は出席した正会員より選出する。
- 第11条 総会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 第12条 議決は出席者の過半数をもって成立とする。
- 第 13条 1 総会は第8条第3項の場合を除き会長が招集する。
 - 2 会長は第8条第3項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に 臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、目的を記載した書面を持って少なくとも 5日前までに通知しなくてはならない。

第5章 登録

- 第10条 1団体および個人は、本協会に登録し会員となること。
 - 2 更新は毎年度末とする。
- 第 11 条 1 公認の大会に出場または、公認の大会の審判を希望する者は、本協会から大阪陸上競技協会に登録する。
 - 2 大阪陸上競技協会に登録を希望する者は、毎年度末に本協会へ申し込むこと。

第6章 会計

- 第 12 条 1 本協会の会計は、会費、補助金、事業に伴う収入および寄付金をもって まかなう。
 - 2 当分の間、会費は徴収しない。
- 第13条 本協会の会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月末日で終わる。

第7章 会員

第 14 条 会員とは、茨木市に在住、在学、在職する者およびクラブの事務所を有する者、または第 1 0 条に基づいて登録している者をいう。

第8章 大会出場

- 第 15 条 1 本協会が主催・共催または後援する大会に出場できる者は、会員として登録している者であること。
 - 2 会員以外で出場を希望する者は、役員会の承認を得なければならない。

第9章 付則

第16条 本規約の改廃は、役員会の議決を得て総会で決定する。

第17条 本規約は、令和5年4月1日より施行する。

発足 昭和44(1969)年4月1日

改訂 平成15(2003)年4月1日

改訂 令和 5 (2023) 年4月1日

改訂 令和6 (2024)年5月18日

令和5·6(2023·2024)年度 茨木市陸上競技協会役員名簿

創立:昭和44(1969)年4月

		п 4	1		
人数	職名	氏 名			生年
釵	, , ,	就任年月日	TEL携	帯 メールアドレス	月日
1	会 長	_ 辰見_ 登_	茨木市北春日丘2-1-10		1948
		H25. 4. 1	072-625-0001 0903058		3/1
2	副会長		吹田市樫切山21E-61		1950
		H25. 4. 1	0909113		1/9
3	副会長		茨木市上穂積2-4-33-306		1974
	ш, д д	R3. 5. 22	0908122	8061 <u>n-tatsumi@ibarakishigikai.jp</u>	9/2
4	副会長	<u> 占部 走馬</u>	茨木市大手町9-29	大阪府議会議員	1984
		R3. 5. 22 柴田 稔	0803831		5/22
5	理事長	_ 柴田_ 稔_	吹田市山田東4-1-39	&	1952
	在 事 人	R3. 5. 22	0908882		7/27
6	副理事長	岡田 正義	茨木市穂積台12-305	&	1954
U	田子子及	R3. 5. 22	0903677		11/19
7	副理事長		吹田市新芦屋上2-18		1970
	四江平八	H28. 4. 1	06-6878-8927 0908984	4562 <u>O n_nakasaka@kankura.jp</u>	6/4
8	理事	_ 北口_ 徹_	茨木市耳原1-18-19-3		1961
G	在 ず	H15. 4. 1	072-641-8287 0901222	3491 <u>O t_kitaguchi_to@osakashs.ed.jp</u>	1/16
9	理事	橋本 昌典	茨木市小川町4-17-204		1973
9	在 ず	H21.4.1		7665 <u>hashimasa1192@icloud.com</u>	4/6
10	理事	坂梨 良太	茨木市上中条1-8-31-601		1979
10	生 ず	H21.4.1	072-624-6693 0904905		2/12
11	理事	_ 松岡_ 晃_	茨木市山手台新町3-5-7		1980
11	生 事	H21.4.1	0801417		1/23
12	理 事	大下_正行_	箕面市小野原西6-3-17		1974
12	理 尹	H21.4.1	0905895	8563 <u>kmoshita@yahoo.co.jp</u>	7/1
13	理 事	濱本 佳生	茨木市上中条1-2-14-2	ミス* /	1972
13	理 尹	H21. 4. 1	0802524	1962 vhamamot@mizuno.co.ip	5/9
14	理 事	藤本 拓磨	茨木市若園町34-3-105 0901072	茨木市立西中学校 072-622-2658	1989
14	生 尹	H28. 4. 1	0901072	8731 O t_fujimoto@educ.city.ibaraki.osaka.jp	6/20
1 [理事	黒田 茉莉	茨木市郡3-13-14 0803030		1989
15	理 尹	H28. 4. 1	0803030	2415 Om kuroda@educ.city.ibaraki.osaka.jp	5/22
1.0	理 事		茨木市美沢町11-B-404		1992
16	理 事	H29. 4. 1	0806206	4712 O aya no 712 @yahoo.co.jp	7/12
17	理事	田中 英和			1992
17	理 事	H29. 4. 1	0909610		3/6
10	理 事	池田 隆宏	茨木市山手台7-17-28		1961
18 理	理 事	R3. 5. 22	072-623-2061 0906057		10/31
10 T	理 事	堀田 育利	茨木市三島丘2-30-6-704		1969
19	理 事	R5. 5. 20	0907345		7/23
20 Ħ	理 事	久保田健嗣	摂津市千里丘新町5-22-5		1989
	理 事	R3. 5. 22	0803854		12/26
0.1	тн +	櫻井 貴大	高槻市南大樋町1-1-330		1997
21	理 事	R6. 5. 18	0908378		4/1
00	会 計	石田 卓也	神戸市兵庫区熊野町5-2-		1959
22	副理事長	H15. 4. 1	0905094		8/31
00			茨木市本町6-12		1955
23	会計監査	H28. 4. 1	0803774		8/13
0.4	人 到斯士		茨木市東太田1-3-833_		1982
24	会計監査	H21. 4. 1	0906066		6/14
				•	

○印のアドレスはアルファベットとアルファベットの間にアンダーバーが入ります。